

令和7年
岩手県教育委員会定例会
2月

岩 手 県 教 育 委 員 会

令和7年2月 岩手県教育委員会定例会議事日程

令和7年2月17日（月）午後1時30分

第1 会期決定の件

第2 議案第37号 岩手県立美術館協議会委員の任命に関し議決を求めることについて

（生涯学習文化財課）

閉会

議案第 37 号

岩手県立美術館協議会委員の任命に関し議決を求めることについて
次のとおり岩手県立美術館協議会委員の任命をすることについて、議決を求める。

1 任命（令和 7 年 3 月 1 日付）

| 職 名 等 | 氏 名 |
|-----------------|---------|
| 岩手県立美術館友の会 運営委員 | 田 中 麻 里 |

令和 7 年 2 月 17 日提出

岩手県教育委員会教育長 佐 藤 一 男

理由

岩手県立美術館協議会委員の任命をしようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

岩手県立美術館協議会委員 新旧対照表(案)

委員任期:令和6年3月1日～令和8年2月28日

委員任期(美術館友の会1名):令和7年3月1日～令和9年2月28日

| No. | 選出区分 | | 推薦団体 | 現委員 | | | | | | 新委員(案) | | | | | | |
|-----|----------------------------|------|--------------------------|---|---------|----|-----|----------------|----|----------------|-------|----|----|----------------|----|--|
| | | | | 職名等(就任時) | | 氏名 | | ※年齢は令和7年3月1日時点 | | 職名等 | | 氏名 | | ※年齢は令和7年3月1日現在 | | |
| | | | | | | 年齢 | 性別 | 居住地 | 年数 | | | 年齢 | 性別 | 居住地 | 年数 | |
| 1 | 学校教育関係者 | 小学校 | 岩手県小学校長会 | 盛岡市立山王小学校校長 | 内田 留美子 | 58 | 女 | 雫石町 | 1 | | | | | | | |
| 2 | | 中学校 | 岩手県中学校長会 | 盛岡市立下橋中学校校長 | 泉 澤 毅 | 60 | 男 | 盛岡市 | 1 | | | | | | | |
| 3 | | 高等学校 | 岩手県高等学校長協会 | 岩手県立不来方高等学校校長 | 菊池 勝彦 | 57 | 男 | 盛岡市 | 2 | | | | | | | |
| 4 | 社会教育関係者及び家庭教育の向上に資する活動を行う者 | | 特定非営利活動法人岩手県地域婦人団体協議会 | (特非)岩手県地域婦人団体協議会事務局長 | 梶田 佐知子 | 64 | 女 | 盛岡市 | 4 | | | | | | | |
| 5 | | | (一社)岩手県PTA連合会 | (一社)岩手県PTA連合会副会長 | 山口 真樹 | 51 | 女 | 盛岡市 | 3 | | | | | | | |
| 6 | 学識経験者 | | (一社)岩手県芸術文化協会 | 岩手芸術祭美術展現代美術部門理事 岩手デザイナー協会会員 | 加村 なつえ | 45 | 女 | 盛岡市 | 3 | | | | | | | |
| 7 | | | (株)岩手日報社 | (株)岩手日報社編集局ニュースセンター | 志田 芽衣子 | 37 | 女 | 盛岡市 | 1 | | | | | | | |
| 8 | | | 岩手県立美術館友の会 | 岩手県立美術館友の会運営委員 | 田中 麻里 | 57 | 女 | 盛岡市 | 2 | 岩手県立美術館友の会運営委員 | 田中 麻里 | 57 | 女 | 盛岡市 | 3 | |
| 9 | | | (一社)岩手県経営者協会 | (株)川徳 執行役員 | 小野寺 真貴子 | 50 | 女 | 盛岡市 | 1 | | | | | | | |
| 10 | | | (公財)岩手県観光協会 | 盛岡ターミナルビル(株)ホテルトロポリタン盛岡マーケティング部セールスグループマネージャー | 合川 常美 | 49 | 男 | 盛岡市 | 3 | | | | | | | |
| 11 | | | (公社)日本青年会議所東北地区岩手ブロック協議会 | (公社)日本青年会議所東北地区岩手ブロック協議会会長 | 中野 けい圭 | 38 | 男 | 大船渡市 | 1 | | | | | | | |
| 12 | | | 県立美術館 | 一関市博物館 副館長兼学芸係長 | 大 衡 彩 織 | 54 | 女 | 一関市 | 7 | | | | | | | |
| 13 | | | 県立美術館 | 花巻市教育委員会教育部文化財課課長補佐 | 伊藤 真紀子 | 53 | 女 | 花巻市 | 7 | | | | | | | |
| 14 | | | 県立美術館 | 石神の丘美術館 主任学芸員 | 齋藤 桃 子 | 47 | 女 | 岩手町 | 1 | | | | | | | |
| 15 | | 公募 | 県立学校 教諭 | 柳田 陽 一 | 55 | 男 | 花巻市 | 3 | | | | | | | | |

| チェック項目 | 改選前 | 改選後 |
|-----------------------|---------------------------------|---------------------------------|
| 委員数【20人以内】 | 15人 | 15人 |
| 男女委員登用率【40%未満にならないこと】 | 男33.3% (5) : 女66.7% (10) | 男33.3% (5) : 女66.7% (10) |
| 若手委員 (50歳未満) 【25%以上】 | 33.3% (5/15) (※参考 平均年齢51.6歳) | 33.3% (5/15) (※参考 平均年齢51.6歳) |
| 公募による委員の数 | 1人 | 1人 |
| 在任期間8年超 | なし | なし |

根拠法令等（抜粋）

博物館法（昭和26年法律第285号）

（博物館協議会）

第23条 公立博物館に、博物館協議会を置くことができる。

2 博物館協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関とする。

第24条 博物館協議会の委員は、地方公共団体の設置する博物館にあっては当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところにより地方公共団体の長が当該博物館の設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされている場合にあっては、当該地方公共団体の長）が、地方独立行政法人の設置する博物館にあっては当該地方独立行政法人の理事長がそれぞれ任命する。

第25条 博物館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他博物館協議会に関し必要な事項は、地方公共団体の設置する博物館にあっては当該博物館を設置する地方公共団体の条例で、地方独立行政法人の設置する博物館にあっては当該地方独立行政法人の規程でそれぞれ定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

美術館条例（平成13年条例第52号）

（美術館協議会）

第10条 博物館法（昭和26年法律第285号）第23条第1項の規定に基づき、美術館に岩手県立美術館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、委員15人以内で組織し、委員は、次に掲げる者のうちから任命する。

- （1）学校教育の関係者
- （2）社会教育の関係者
- （3）家庭教育の向上に資する活動を行う者
- （4）学識経験のある者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

岩手県立美術館管理運営規則（平成13年教育委員会規則第14号）

（協議会の所掌）

第7条 条例第10条の規定による岩手県立美術館協議会（以下「協議会」という。）は、美術館長の諮問に応じ、次に掲げる事項に関し、調査審議するとともに、美術館長に対して意見を述べることができる。

- （1）美術品等の収集、保管、展示等に関する事
- （2）美術品等の調査研究、普及活動、利用等に関する事
- （3）その他美術館の運営に関する事

（会長）

第8条 協議会に会長を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第9条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（補則）

第10条 この規則の実施に関し必要な事項は、美術館長が定める。